

## 成田空港外国人旅行者向けボランティアガイド活動要領（案）

### （総則）

#### 第1条

成田空港外国人旅行者向けボランティアガイド活動要領(以下「本要領」という。)は、成田空港トランジット&ステイプログラム連絡会(以下「連絡会」という。)が募集する成田空港外国人旅行者向けボランティア(以下「ボランティア」という。)の登録に関する事項及びボランティアの活動(以下「本活動」という。)について必要な事項を定めるものとする。

### （活動目的）

#### 第2条

本活動は、成田空港を利用する外国人旅行者（日本に入国しないで乗り継ぐ予定であった国際線通過旅客を含む。以下「旅行者」という。）に、成田空港周辺地域の魅力や日本文化を紹介することで、次回以降の訪日旅行促進を図ることを目的とする。

### （活動の管理）

#### 第3条

本活動の管理は、連絡会がこれを行うものとする。

2 連絡会は、本活動の管理を行うに当たり、別途定める成田空港トランジット&ステイプログラムの運営に関する協定書に基づき、成田空港トランジット&ステイプログラムボランティア事務局(以下「事務局」という。)を設置する。

### （活動内容）

#### 第4条

本活動の内容は、旅行者に対する公共交通機関を利用した周辺観光の案内及び同行を行うこととする。

2 ボランティアは、前項に規定する活動内容について、連絡会や事務局が行う情報発信等への協力活動を行うものとする。

3 前各項に規定する活動に従事したボランティアは、活動終了後速やかに活動報告書を事務局に提出するものとする。

### （遵守事項）

#### 第5条

ボランティアは、本活動を行うに当たり次の各号を遵守するものとする。

(1) 本活動の目的を十分理解し、本要領の内容及び別途事務局の定めるマニュアル等に従い行動すること。

(2) 法令を遵守するとともに、公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする行動を行わないこと。

(3) 旅行者、他のボランティア、事務局及びその他第三者に対し、迷惑行為及び差別の言動を行わないこと。

(4) 予め事務局の書面による承諾を得た場合を除き、ボランティア活動中に知り得た個人情報、機密情報を開示若しくは漏洩し、又は本活動以外の目的に利用しないこと。

(5) 事前登録したシフトのもと、旅行者から申込みがあり、当該日の予約確定に至った場合は、体調不良等真にやむを得ない理由を除き原則としてキャンセルを行わないこと。

(6) 旅行者との個人的な金銭の授受を行わないこと。

(7) 旅行者および訪問先事業者等とのトラブル発生時には、速やかに事務局へ内容を報告し、その指示に従うこと。

#### (登録)

### 第6条

本活動への参加を希望する者は、別途連絡会の定める方法で申込むこととする。

2 前項に規定する申込みがあったときは、連絡会は、別途定める基準等をもとに選考・決定のうえ、ボランティアとして登録を行う。

#### (登録の取消・延長)

### 第7条

ボランティアは、登録の取消しを事務局に申し出て、登録を取り消すことができる。

2 前項の規定にかかわらず、事務局は、ボランティアが次の各号の一に該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

(1) 本要領その他マニュアル等に反する行為を行った場合

(2) ボランティアとして不適切な行為が認められる場合

(3) 特段の事情がなく6カ月以上シフトの入力を行っていない場合

3 前項の規定により事務局がボランティアの登録を取り消す場合は、その旨を本人に通知するものとする。

4 登録期間満了までに、いずれの当事者からも相手方に対して登録を更新しない旨の通知がなされない限り、ボランティアの登録は従前と同一条件にてさらに1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

5 第2項の規定により登録を取り消した場合においても、事務局は、特段の理由があると認める場合には、ボランティアの再登録を行うことができる。

#### (本活動費)

### 第8条

連絡会は、ボランティアに対し、本活動を行うに当たり生じた交通費等の実費相当分として、別途定める基準に従い、一定程度を支給する。ただし、第4条第2項の活動についてはこの限りではない。

#### (貸与物)

### 第9条

事務局は、ボランティアが第4条の本活動を行う際に必要となる活動ユニフォーム

やID等の物品を貸与する。

2 ボランティアは、第4条第1項の活動を行うときは、貸与された活動ユニフォームをマニュアル等に従い、着用しなければならない。

3 ボランティアは、ボランティア登録の取消しの際、貸与された活動ユニフォームやID等の物品を事務局に返却しなければならない。

#### (ボランティア保険)

### 第10条

連絡会は、本活動を行うボランティアを被保険者とする保険に加入する。ただし、当該保険に係る費用は連絡会が負担する。

2 ボランティアが第4条第1項の本活動中若しくは本活動に付随する活動中の事故により負傷した場合、又は第三者に対して損害を与えた場合は、事務局に内容を報告のうえ、ボランティア自身が保険適用の申請を保険会社に対して行う。なお、保険の適用範囲は保険の契約の内容に基づくものとする。

#### (損害賠償)

### 第11条

ボランティアは、本活動において、自己の責めに帰すべき事由により事務局、他のボランティア又はその他第三者に対して損害を与えた場合、これを賠償する責任を負う。

#### (免責)

### 第12条

連絡会及び事務局は、本活動に関しボランティアに生じた損害、又はボランティアが第三者に与えた損害について、連絡会及び事務局の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、第10条第2項に基づく保険の適用範囲を超えて損害を賠償する責任を負わないものとする。

2 ボランティア間で発生したトラブルに関して、事務局は一切責任を負わないものとする。

#### (本要領の変更)

### 第13条

連絡会は、必要に応じて本要領を変更できるものとする。変更後の本要領については、本要領の変更について事務局がボランティアに対し通知した日から1カ月経過した日より効力が生じるものとする。

2 ボランティアは、変更した本要領の効力が発生した後、本活動を行うこと(本活動に付随する行為を含む。)又は事務局から効力が発生した旨の通知を受けたときより、これを承諾したものとする。

#### (個人情報の取扱いについて)

### 第14条

連絡会は、ボランティアの個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項に

規定する個人情報をいう。)を、次の各号の目的で利用する。なお、連絡会は、目的の範囲内において事務局及びその他委託先をして個人情報を利用することができます。

- (1)本活動の登録
- (2)本活動の広報および周知
- (3)本活動実施のために加入するボランティア保険手続き

2 連絡会は、前項の目的の他、個人情報を利用する際は、事前にボランティアから承諾を得るものとする。なお、承諾を得る際、利用目的及び個人情報の引渡先を対象のボランティアに明示する。

(暴力団等の排除)

#### 第 15 条

ボランティアは、暴力団、暴力団員(又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団をはじめ、テロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体の構成員又はテロリスト等(疑いがある場合を含む。)その他これらに準ずるもの(以下総称して「反社会的勢力等」という。)であってはならず、また、反社会的勢力等に加入しないこと。

なお、事務局は、ボランティアの応募者に関する情報を、政府機関等に照会することができる。

#### 附 則

本要領は、令和8年〇月〇日から施行する。